北アルプス広域連合

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

概要版　令和 7 年 3 月

1　計画策定の背景

北アルプス広域連合は、大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村の 1 市 1 町 3 村で構成され、ごみ処理については、大町市、白馬村、小谷村（以下「関係 3 市村」という。）のごみを対象としています。

関係 3 市村では、平成 15 年度に「ごみ処理広域化基本構想」、平成 22 年度には「北アルプス広域連合ごみ処理広域化計画」、平成 26 年度には、「ごみ処理施設基本計画」を策定し、広域でのごみ適正処理や循環型社会の構築を目指して取り組んできました。また、「北アルプス広域連合ごみ処理広域化計画」の広域化の基本理念の下、関係 3 市村での処理施設の移行体制の整備並びに更なるごみの減量化・再資源化を推進するべく「北アルプス広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「前計画」という。）を平成 30 年 3 月に策定しました。そして、新しい中間処理施設として北アルプスエコパークと大町リサイクルパークが平成 30 年 8 月から稼働し、白馬リサイクルセンターが令和 3 年 4 月から稼働することで、分別品目や指定ごみ袋の統一、積極的な再資源化の促進及び分別収集、環境への負荷の少ない地域社会の実現と資源・エネルギーを大切にしたごみの減量や資源化の取り組みを進め、令和 5 年度に前計画の中間目標年度を経過したところです。

以上のように、計画策定の前提となる諸条件が変動し、前計画の中間目標年度を迎えたことから、これまでの実績を整理し、施策を評価した上で、前計画の見直しを行いました。

2　計画の期間

前計画の計画期間は、平成 30 年度を初年度とし、平成 44 年度（令和 14 年度）を目標年度とする 15 年間としていました。今回見直しを行った本計画では、目標年度は前計画の目標年度と同様に令和 14 年度とします。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">H30　～　R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td colspan="2">R7　～　R13</td><td>R14</td></tr>
<tr><td>前計画
H29</td><td colspan="2">計画期間</td><td>中間目標
年度</td><td colspan="3">計画期間</td><td>目標年度</td></tr>
<tr><td>本計画</td><td colspan="3"></td><td>見直し</td><td colspan="2">計画期間</td><td>目標年度</td></tr>
</table>

３　基本方針

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑え、資源化を継続していく必要があります。そのため、前計画の策定以降、住民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みを実施してきました。しかしながら、現在、ごみの発生抑制が滞っています。本計画では、前計画で定めた基本方針を踏襲し、ごみの発生抑制を重点的に取り組み、循環型社会の実現を目指すこととします。

なお、前計画の基本方針「基本方針Ⅳ　中間処理の広域化による負荷の軽減」については、施設の集約化を実施したことから、これを除いています。

基本方針Ⅰ：ごみの発生・排出抑制（４Ｒ（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）の推進）

適正処理の前段部分であるリフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進し、中間処理量や最終処分量の削減を図ります。

基本方針Ⅱ：効率的な収集運搬

ごみ処理広域化のメリットを活かし、効率的な収集運搬が出来るシステムを検討します。

基本方針Ⅲ：環境負荷の低減

ごみ処理広域化による施設の集約化に伴い、連続稼働を開始したことから、今後も引き続きダイオキシン類等の有害物質の排出量を極力削減した処理処分を実施します。また、環境負荷の低減に努め、周辺の豊かな自然環境を守ります。

基本方針Ⅳ：ごみの減量化による最終処分場の延命化

発生抑制と排出抑制、リサイクル率の向上により最終処分量の削減に努め、最終処分場の延命化を図ります。

基本方針Ⅴ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

循環型社会づくりのため、住民・事業者・行政のそれぞれがごみや環境に配慮した生活及び事業活動を営むとともに、三者が協働してごみの減量、資源の有効利用、適正処理を進めます。

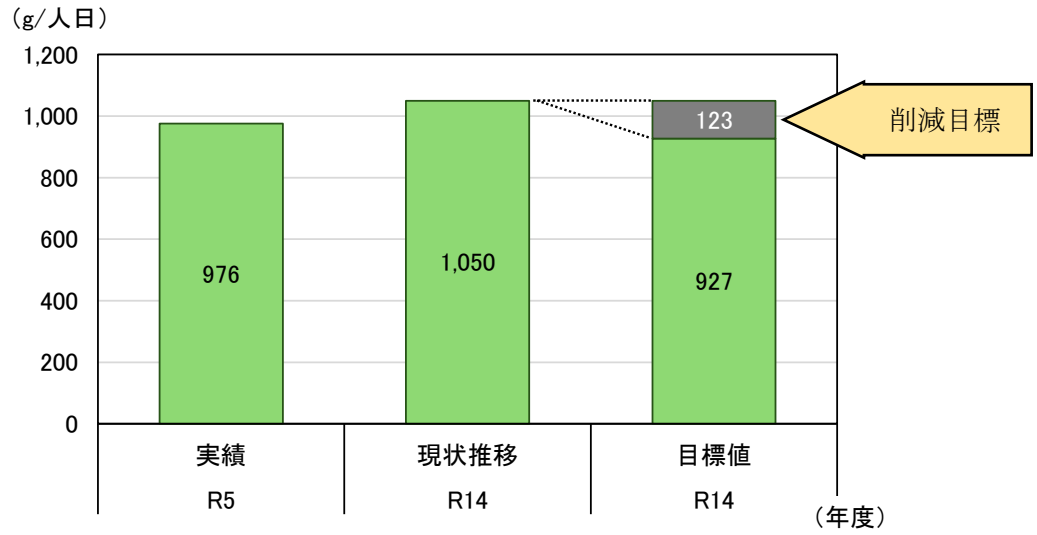
４　目標値

現状のまま推移した場合、今後の生活系ごみは増加すると見込まれます。そこで、まず必要なものを必要な量だけ購入する、不要なものは人に譲るなど発生抑制を進めます。次に、生ごみは食品ロスの削減と水切りを強化し、紙類やプラスチック類は資源物として分別を徹底します。このような取り組みにより、目標の達成を目指します。

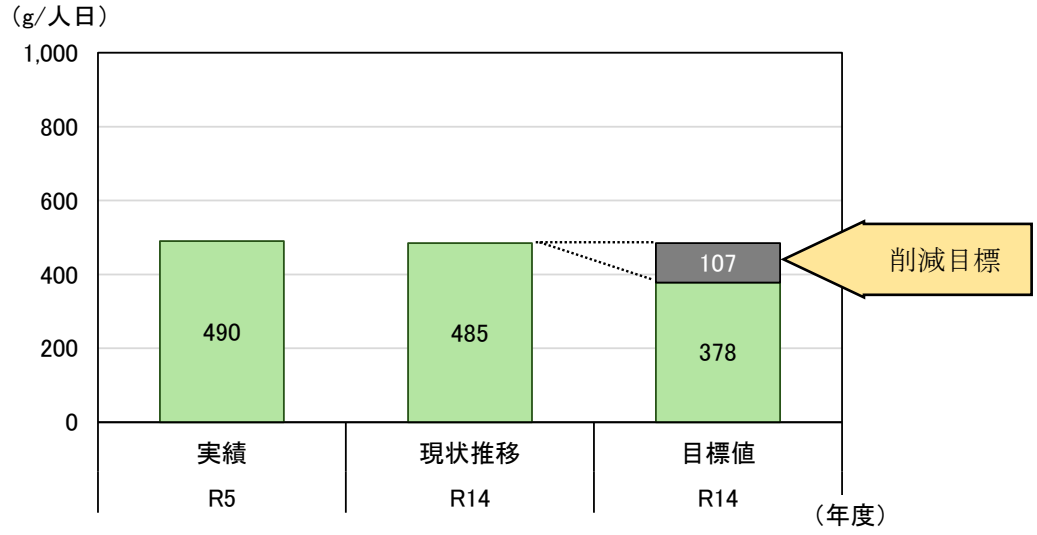
事業系ごみは、経済活動の回復や観光客の増加により、増加が見込まれています。そのため、事業系ごみは、できる限り排出抑制や資源化を徹底し、排出量の増加を抑えることを目指します。

１人１日当たりのごみ排出量：　927g/人日（令和 14 年度）
１人１日当たりの生活系ごみ：　378g/人日（令和 14 年度）

（１）１人１日当たりのごみ排出量の目標と削減量



（２）１人１日当たりの生活系ごみの目標と削減量



（３）可燃ごみを削減するための取り組み例

可燃ごみを削減するためには、以下のような取り組みがあります。

●紙類の資源化

紙類は可燃ごみの 35.9%を占めており､1 人 1 日当たりに換算すると 167g になります。

このうち約 28%に当たる 46g を削減する必要があります。これは A4 用紙に換算すると約 11 枚分となります（A4 用紙（普通紙）の重さは約 4g/枚)。



新聞や雑誌だけでなく、包装紙、紙箱、ダイレクトメールなどの分別に取り組みましょう。

●プラスチック製品の資源化

プラスチック類は可燃ごみの 12.0%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 56g になります。

このうち約 7%に当たる 4g を削減する必要があります。

プラスチック製品（100%プラスチック素材）の分別に取り組みましょう。



●食品ロスの削減

厨芥類（生ごみ）は可燃ごみの 16.0%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 74g になります。このうち約 16%に当たる 12g を削減する必要があります。これはごはんに換算するとお茶碗 1 杯のおよそ 10 分の 1 となります（お茶碗 1 杯はおよそ 150g)。

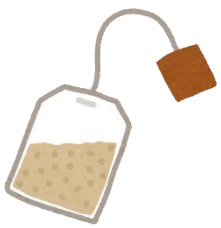
家庭では料理を必要な分だけ作る、食材を使い切る、外食等では料理をおいしく食べきる、残った料理は持ち帰るなどを心がけ、食品ロスの削減に努めましょう。発生した生ごみは、堆肥化させるコンポストを活用しましょう。未利用食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて、福祉団体や施設などに提供する活動に参加してみましょう。



●水切りの徹底

水分は可燃ごみの半分近くを占めています。このうち厨芥類（生ごみ）に含まれる水分を水切りなどで 10g を削減する必要があります。これはペットボトルのキャップに換算すると 2 杯分となります（ペットボトルのキャップの容量約 5mL（5g))。

普段行っている水切りに、もう一度手を加えて、工夫してみましょう。



５　施策体系

循環型社会の実現を目指し、以下のような施策に取り組みます。

基本方針	基本方針に基づく主な施策
Ⅰ:ごみの発生・排出抑制（４R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）の推進）	① 広報啓発活動の推進（第 8 節 1）
	② ごみの適正分別（第 4 節 2.①と第 4 節 3.①）
	③ 白馬リサイクルプラザの利活用等による3R の推進
	④ 過剰包装・使い捨て商品の購入自粛（第 4 節 2.②）
	⑤ ごみの減量・リサイクル活動への参加（第 4 節 2.⑤）
	⑥ マイバック等の持参によるごみの減量化（第 4 節 2.⑥）
	⑦ 事業者の自己責任の遵守（第 4 節 3.⑤）
	⑧ 食品ロスの削減（第 4 節 2.⑦と第 4 節 3.⑥）
	⑨ 観光ごみ対策（第 4 節 3.⑦）
Ⅱ:効率的な収集運搬	① 収集運搬体制の検討（第 5 節 3）
	② 新たな分別区分の開始（第 5 節 4）
	③ 金属・危険物等の処理不適物の混入防止対策
Ⅲ:環境負荷の低減	① 環境教育の実践（第 4 節 4.②）
	② 環境に配慮した事業活動（第 4 節 3.②）
	③ 地球温暖化防止の推進（第 8 節 2）
	④ 不法投棄対策（第 8 節 4）
	⑤ ごみ処理施設の整備の推進（第 6 節 3）
Ⅳ:ごみ減量化による最終処分場の延命化	① 行政の率先的な取組の推進（第 4 節 4.⑦）
	② ごみ減量を推進する人材等の育成（第 4 節 4.①）
	③ 最終処分場延命化のためのごみの排出抑制・資源化等の推進（第 7 節 3）
Ⅴ:循環型社会づくりに向けた協働の推進	① 循環型・省資源型商品の拡充と PR（第 4 節 3.③）
	② 循環型・省資源型商品の選択購入（第 4 節 2.③）
	③ 販売店回収の促進（第 4 節 3.④）
	④ 循環型社会形成のための生産者責任の要請（第 4 節 4.③）
	⑤ 市民団体等への支援（第 4 節 4.⑤）
	⑥ 事業者等への働きかけ（第 4 節 4.④）
	⑦ 啓発活動と意識改革（第 4 節 4.⑥）
	⑧ 環境に配慮したライフスタイルの確立（第 4 節 2.④）
	⑨ 再生利用品の需要拡大の検討（第 8 節 3）
	⑩ 災害時などにおけるごみ処理体制の整備（第 8 節 5）

北アルプス広域連合

長野県大町市大町 1058 番地 33

電話　0261-22-6764